

多彩な人材の参画による学校の教育力向上

～補習等のための指導員等派遣事業～

《平成28年度概算要求額:49億円 対前年度8億円増》

多彩な人材（退職教職員、教員志望の大学生など）がサポートスタッフとして学校の教育活動に参画する取組を支援

《事業の概要》 ○概算要求:10,000人⇒12,000人(義務教育諸学校分:10,800人、高等学校分:1,200人)
○都道府県・政令市が実施する下記のような取組を行うサポートスタッフ(非常勤)の配置事業に要する経費の1/3以内を補助

児童生徒の学習サポート

- 補習や発展的な学習への対応
⇒理解が十分でない児童生徒への放課後などを使った補習授業
⇒習熟度別少人数指導、チームティーチングなど、理解度に差のつきやすい授業に加わり、サポート



- 小学校における英語指導への対応
⇒専門性が高い非常勤講師や英語が堪能な人材が授業を支援



- 外国人児童生徒等の学力向上への取組
⇒日本語を上手に話せない児童生徒への指導、国語等の教科を理解できるようサポート 等

進路指導・キャリア教育

- キャリア教育支援
⇒地元企業でのインターンシップ実施のための連絡調整
- 就職支援
⇒地元の企業との連携や、新規の就職先の開拓 等



学校生活適応への支援

- 不登校・中途退学への対応
⇒不登校の児童生徒宅への家庭訪問
⇒保健室登校の児童生徒に対する補習授業や教育相談
- いじめへの対応
⇒いじめに悩む児童生徒の相談対応 等



教員とサポートスタッフの
連携により、学校教育活動
が一層充実！

チーム学校



サポートスタッフがいてくれることで、一人一人に合ったきめ細かい支援ができるね



その他

(教員の指導力向上、教員業務支援等)

- 教材の開発・作成など教員の授業準備をサポート
- 校長経験者による新人教員への授業指導
- 子供の体験活動の実施への支援
- 中学校における部活動指導支援



学校と地域の連携

地域との連携を担う教職員について

子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、
社会総掛かりでの教育の実現が不可欠

- 多くの地域の人々が学校に関わるようになれば、より豊かな子どもの学びが生まれる。
- 子どもの成長とともに大人達の成長を促し、地域の絆を強めていくことは、「地域が良くなれば学校が良くなる」という好循環を生み出す。



学校における地域連携推進の業務及びその担当を明確化することにより、地域の力を生かした学校教育の充実を図るとともに、学校全体の負担を軽減し、マネジメント力の向上を図ることが重要。

地域との連携を担う教職員の役割の例

- 校内・学校間(校区内)・教育委員会との連絡・調整
- 校内教職員等の支援ニーズの把握・調整
- 学校支援活動の運営・企画・総括
- 地域との連携に係る研修の企画・実施、先進校の視察 など

この他、従来、各教員がそれぞれ携わっていた以下の業務を担うことにより、地域との連携に係る学校全体の負担軽減が図られることが期待される。

- ・地域住民、保護者、関係機関等との総合窓口
- ・地域住民等が参加する授業等の調整等(キャリア教育等の総合的な学習そのもののサポート等)
- ・地域住民・保護者アンケートの作成・集計 など

地域との連携を担う教職員の位置づけに関する答申等(抜粋)

今後の地方教育行政の在り方について(答申) (平成25年12月13日中央教育審議会)

3. 学校と教育行政、保護者・地域住民との関係の在り方について

(2) 地域とともにある学校づくりの推進方策

① 国の取組について

教職員等の体制を充実すべきとの意見もあり、地域との連携・協働の担当の配置を促すなど、組織的・継続的な取組に向けた支援が必要である。(略)

コミュニティ・スクールを核とした地域とともにある学校づくりの一層の推進に向けて(報告)

(平成27年3月コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議)

IV コミュニティ・スクールの拡大・充実のための推進方策(提言)

(2) 学校の組織としての総合的なマネジメント力の強化

○ 継続的な取組や多くの地域の人々の参画を促していくためには、学校と地域の人々が全体として目標を共有し、役割分担を進めながら、取組にふさわしい組織的な体制を構築していく必要があり、学校組織の中で学校と地域の人々をつなぐ役割を担うコーディネート機能の充実が重要となる。(略)

【推進のための具体的方策】

<地域連携を担当する教職員の明確化等教職員体制の整備>

◇ 全ての学校において、地域との連携・協働の機能を校務分掌で明確に位置づけ、地域との連携・協働の中核となる教職員の配置を促したり、地域人材を地域連携推進員として校内に配置するなど、地域とともにある学校としての組織的・継続的な体制強化を促すこととし、そのために必要な制度面の検討も行う。その際、社会教育主事有資格者の活用も促す。

新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(審議のまとめ)

(平成27年10月中央教育審議会初等中等教育分科会地域とともにある学校の在り方に関する作業部会等)

第2章 これからのコミュニティ・スクールの在り方と総合的な推進方策について

第3節 コミュニティ・スクールの総合的な推進方策について

1. コミュニティ・スクールの拡大・充実のための推進方策

(2) 学校の組織としての総合的なマネジメント力の強化

◆ 国は、地域とともにある学校の組織としての総合的なマネジメント力の強化を図るため、以下の取組を一層推進する。

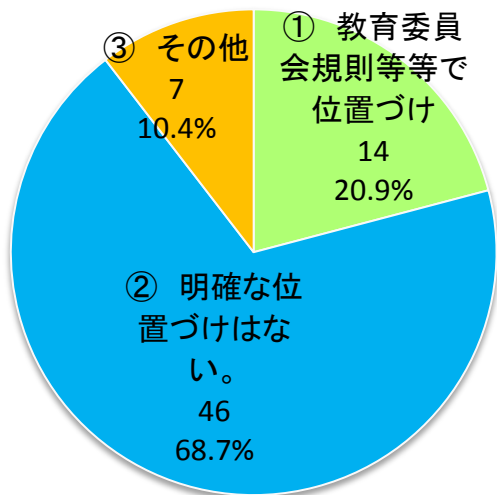
<地域連携を担当する教職員の明確化等教職員体制の整備>

・ 国は、学校と地域の信頼関係を構築し、地域の力を生かした学校教育の充実や、学校全体の負担軽減、マネジメント力の向上を図るため、

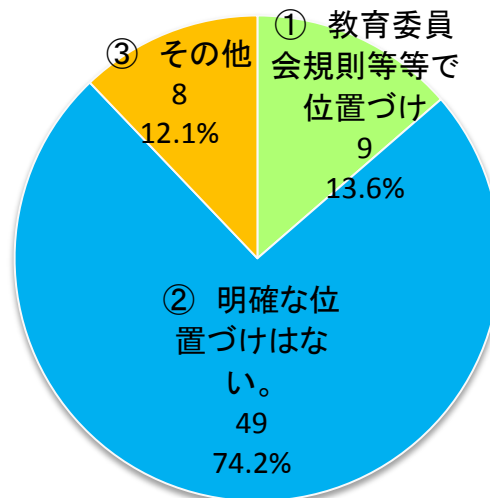
学校内において地域との連携の推進を担当する教職員を法令上明確化し、校内体制の整備を図る。この際、社会教育主事有資格者の活用を図ることも検討する。(略)

地域との連携を担う教職員の教育委員会規則等での位置付け

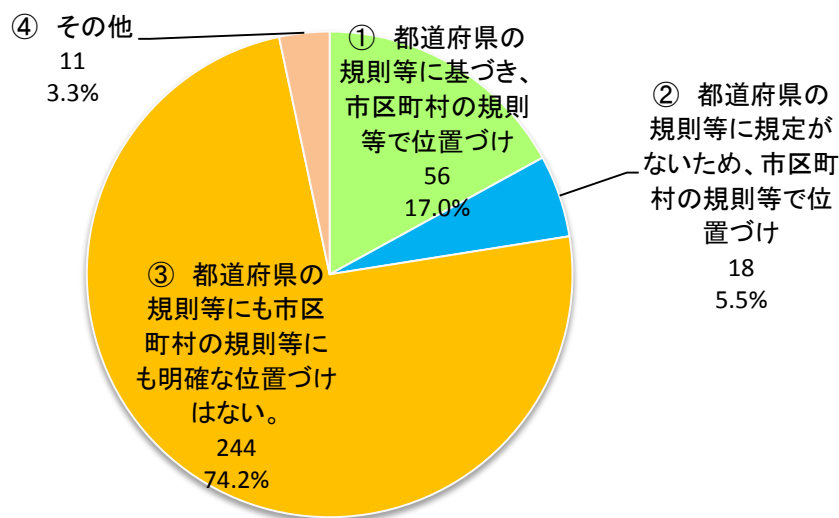
【都道府県市(小学校・中学校)(N=67)】



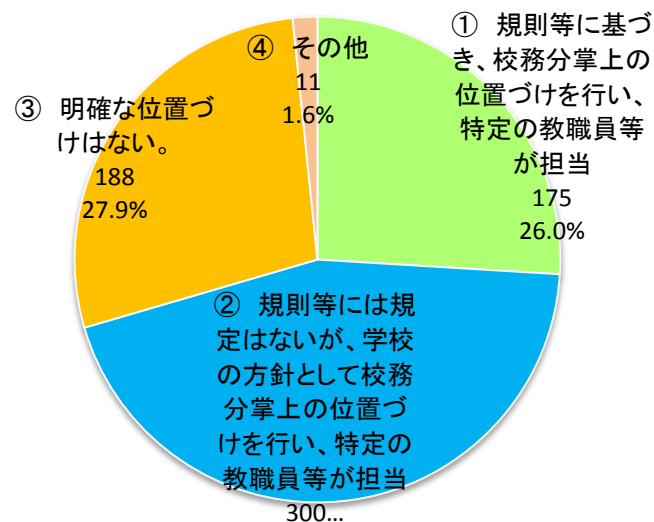
【都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=66)】



【調査対象市区町村(N=329)】



【調査対象学校(N=674)】



地域との連携担当して教員を位置づけている事例

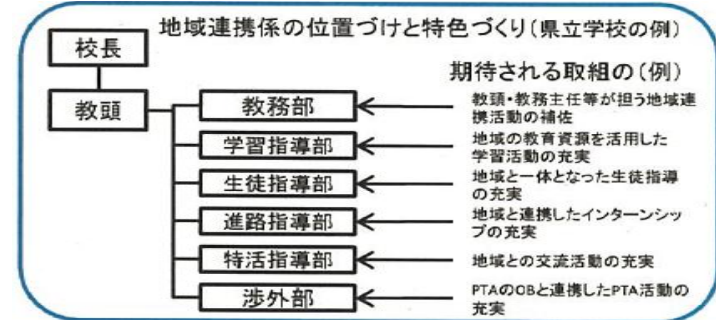
栃木県教育委員会

■地域の特性を生かした教育活動を生涯学習の視点から効果的・効率的に展開するため、平成26年度より、社会教育主事有資格者をはじめ、地域連携の中心となる教員を明確化。校長が指名し、校務分掌に位置づけ。

<地域連携担当教員の役割>

- 地域と連携した取組の総合調整に関すること【総合調整】
⇒地域連携に関する計画表の作成、研修の実施等
- 地域と連携した取組の連絡調整や情報収集等に関すること【連絡調整】
⇒地域人材（学校支援ボランティア等）の受け入れに関する連絡調整等
- 地域と連携した取組の充実に関すること【企画・支援】
⇒地域と連携した活動のプログラムの企画・運営支援等 など

<期待される取組例>

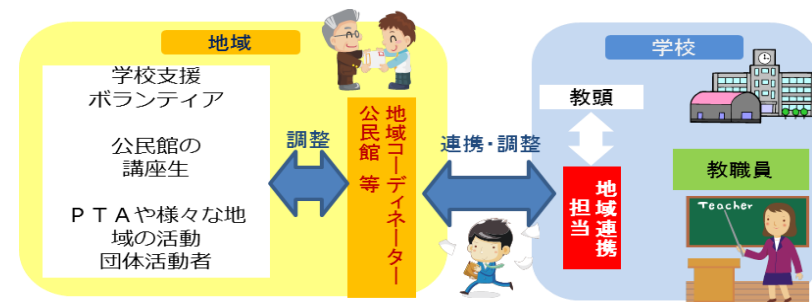


岡山県教育委員会

■成24年度から県内公立小・中・高・特別支援学校の校務分掌に「地域連携担当」を位置づけ、学校の窓口を明確化。県総合教育センターの研修等により、資質能力の向上を推進。

<地域連携担当教員の役割>

- 校内の地域連携情報の集約、
- 全体計画の作成・提示、校内研修計画の作成・実施、
- 地域（地域コーディネーター、学校支援ボランティア、PTA等）との情報交換 など



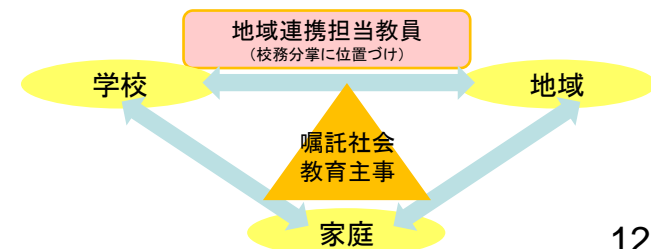
仙台市教育委員会

■地域住民、社会教育関係団体やボランティア団体等との連携や連絡調整に関することを担当し、学校と地域をつなぐ窓口となる地域連携担当教員を市内全小・中・中等教育学校に配置。

<地域連携担当教員の役割>

- 地域と学校の情報共有
- 地域活動への参加
- ゲストティーチャーや地域学習の実施 など

※市教委から委嘱された嘱託社会教育主事が、学校において地域連携担当教員をサポートし、教育活動の充実や地域の活性化を推進。



地域との連携担当として事務職員を位置づけている事例

鳥取県南部町教育委員会

- 平成18年以降、コミュニティ・スクールを導入し、平成23年は、地域とともにある学校づくり推進体制が整ったことを機に、文部科学省委託事業を取り入れ、事務職員を配置し、コミュニティ・スクールの取組を推進。

<事務職員の役割>

- 教員の業務の整理
- コミュニティ・スクールの積極的な運用と学校・地域の連携促進
 - ・コミュニティ・スクール関連業務にかかる連絡調整業務のとりまとめ
 - ・学習支援ボランティアや生徒ボランティアのコーディネート
 - ・情報発信（学校だより発行、HPによる公開）
- 学校体制の見直し など

<取組による主な成果>

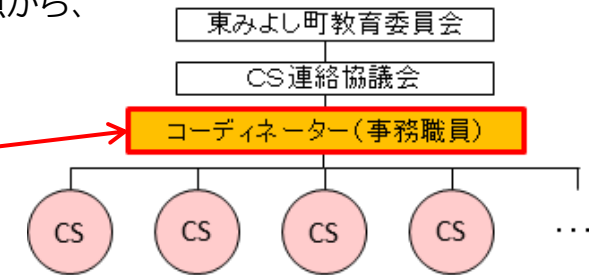
- 校間や地域との連携が円滑化
- 教員の授業準備時間の増加
- 予算確保や予算執行の円滑化
- 定期的な情報発信

徳島県東みよし町教育委員会

- クラス担任や担当教科を持つ教職員よりも、学校全体を見渡して物事に取り組みやすいという観点から、学校事務職員がコミュニティ・スクール運営における中心的役割を担当。

<事務職員の役割>

- コミュニティ・スクールに関する研修会の企画・開催
- コミュニティ・スクール連絡協議会の運営（熟議の企画・開催等）
- 地域と学校の関係性に関する調査の企画・調整 など

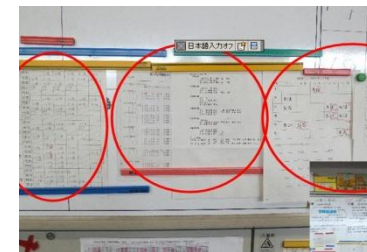


滋賀県長浜市湯田小学校

- 学校事務職員が組織内のトータルプロデューサーとして学校運営に参画し、学校事務を組織的に進める取組を推進。

<事務職員の役割>

- 学校と地域をつなぐコーディネーター
 - ・学校運営協議会の連絡・調整、学校支援推進部の組織づくりと活動支援
 - ・ボランティア活動による学校支援コーディネート体制の構築
- 学校情報の適切な提供（自治会掲示板の活用、協議会だより等の発行） など



ボランティアのシフト表



学校情報の速やかな提供
(ブログの発信)

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の役割



学校運営協議会の主な役割

●校長の作成する学校運営の基本方針を承認します。

- ・校長と共に、保護者や地域住民等が責任をもって学校運営に参画すること、校長が作成する学校運営の基本的な方針に保護者や地域住民等の意向を反映させるために行うもの。

●学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べられます。

- ・「挨拶の指導に力を入れて欲しい」、「地域に協力を求めて欲しい」、「学校予算を増やして欲しい」など

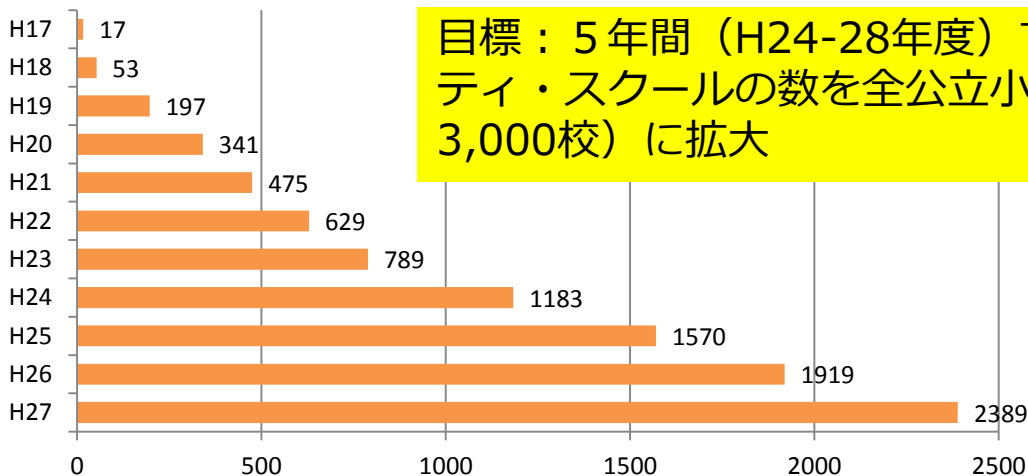
●教職員の任用に関して教育委員会に意見が述べられます。

- ・「若手の先生、体育が得意な先生が必要」、「A校長やB先生に次年度も残って欲しい」など

コミュニティ・スクールの現状

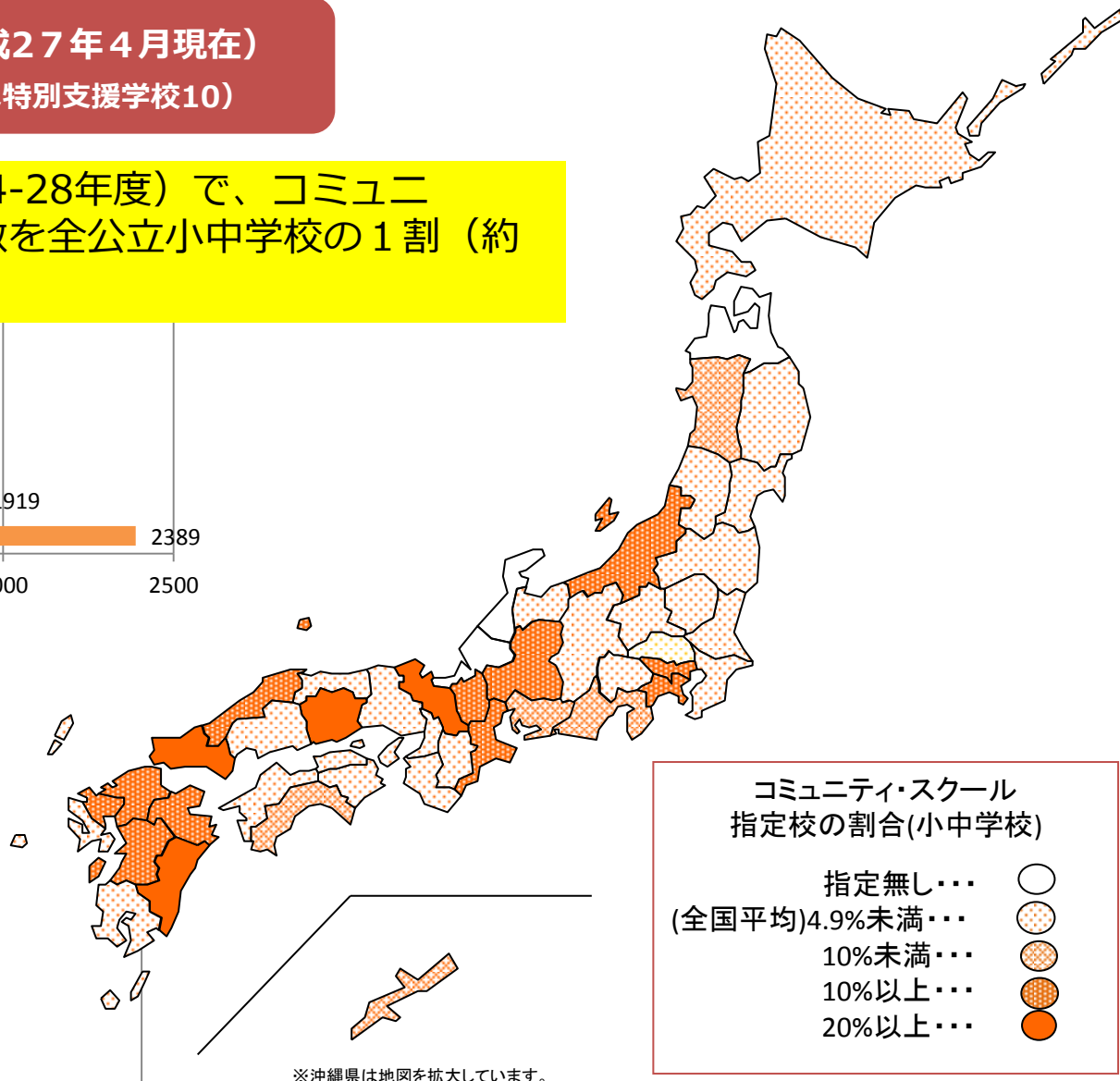
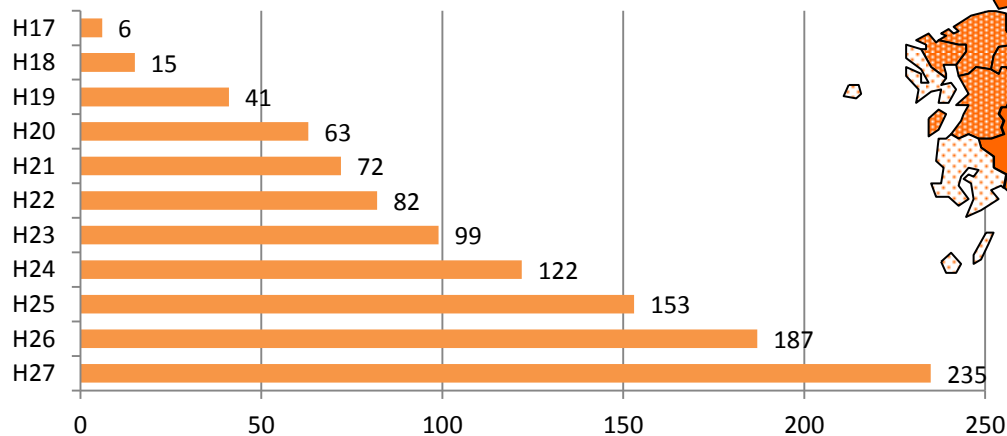
44都道府県内 2,389校 (平成27年4月現在)

(幼稚園95,小学校1564,中学校707,高等学校13,特別支援学校10)



目標：5年間（H24-28年度）で、コミュニティ・スクールの数を全公立小中学校の1割（約3,000校）に拡大

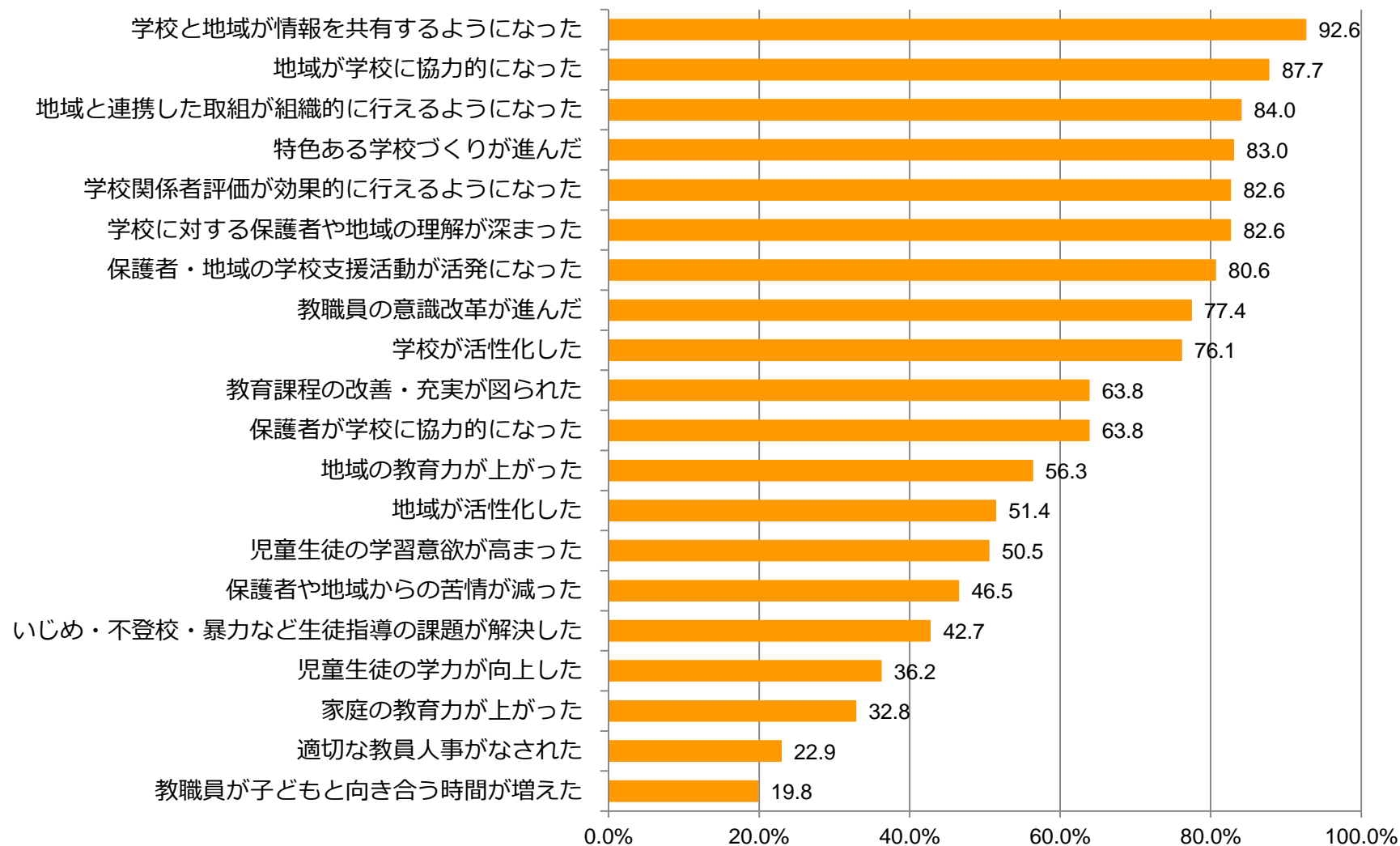
コミュニティ・スクールの学校設置者数：
5道県235市区町村



※ここでいうコミュニティ・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5に規定された学校運営協議会が置かれた学校を指す。

コミュニティ・スクールの成果認識（指定校）

地域連携に関する成果認識が高く、特色ある学校づくり、教職員の意識改革など学校運営に関する成果認識と続く。



※「当てはまる」「ある程度当てはまる」の合計

コミュニティ・スクール導入等促進事業

平成28年度要求額166百万円
(平成27年度予算額157百万円)

※学校を核とした地域力強化プランの1メニュー。

補助率:国 1/3

※1

学校運営協議会の機能と、学校支援や学校関係者評価等の機能を一体的に推進することで、学校運営の改善を果たすPDCAサイクルを確立

学校運営協議会

- 学校運営の基本方針の承認（必須）
- 学校運営に関する意見（任意）
- 教職員の任用に関する意見（任意）のほか、
- 学校支援活動等の総合的な企画・調整、学校関係者評価の基本方針の検討など、学校運営に関する全体的な協議を行う場に

学校支援地域本部等

学校と地域、学校と放課後のつなぎ役

地域コーディネーター

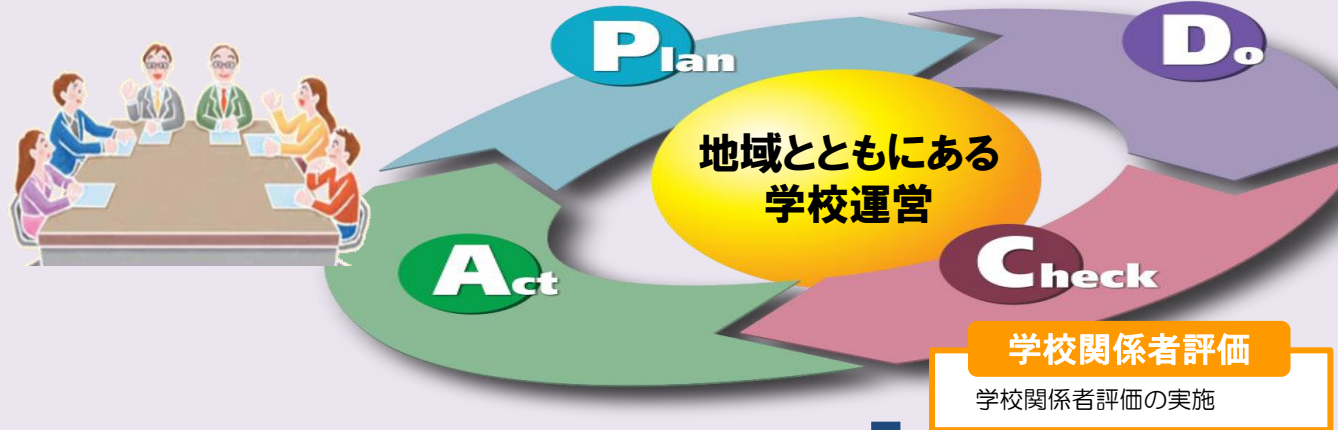
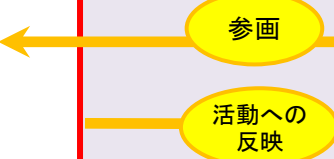
地域コーディネーター等が主体となり、PTAや地域人材の参画を得て、各々の組織・場で取組を实践

学校の支援活動
(学習・部活動等支援、環境整備等)

放課後の支援活動
(放課後子供教室)

家庭教育支援 等

土曜授業・学習支援 等



導入の促進

- コミュニティ・スクール導入を目指す地域における組織や運営体制づくり
- 390市区町村

※別途、教員・事務職員加配措置あり

取組の充実

- コミュニティ・スクール導入後における運営体制づくり (CSディレクター配置を含む) ※2
- 150市区町村

研修の充実

- 学校運営協議会委員の研修等への支援
- 都道府県・政令市・中核市：112箇所

※1 補助については、都道府県の判断により、間接補助とすることも可能。その場合、都道府県、市区町村が1/3ずつ負担。

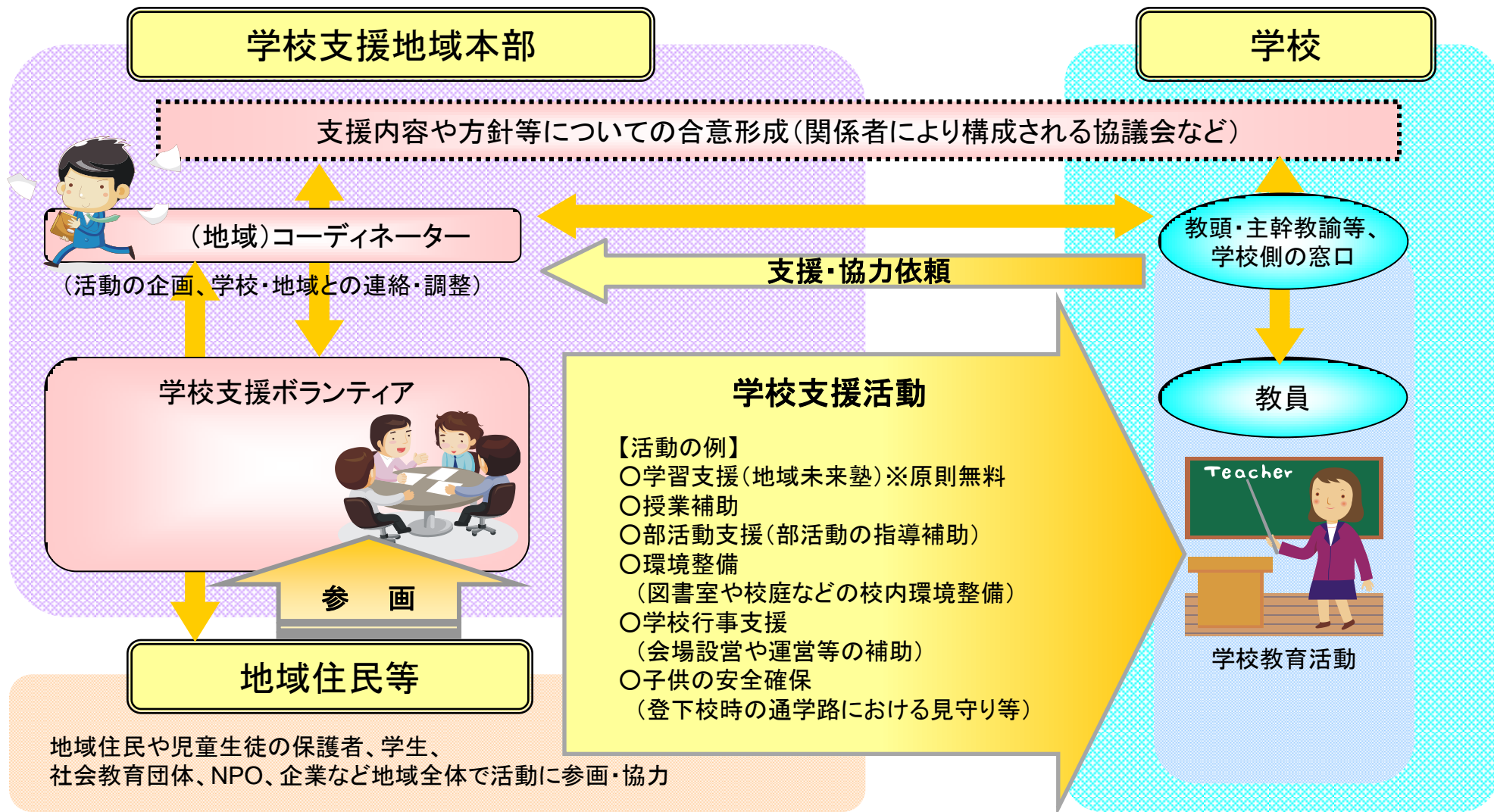
※2 CSディレクター: コミュニティ・スクールの運営や学校種間の調整、分野横断的な活動の総合調整など統括的な立場で調整等を行う地域人材。

※ 小中一貫型小・中学校においても、本事業への申請が可能。

学校支援地域本部

地域住民等の参画により、学校の教育活動を支援する仕組み(本部)をつくり、様々な学校支援活動を実施

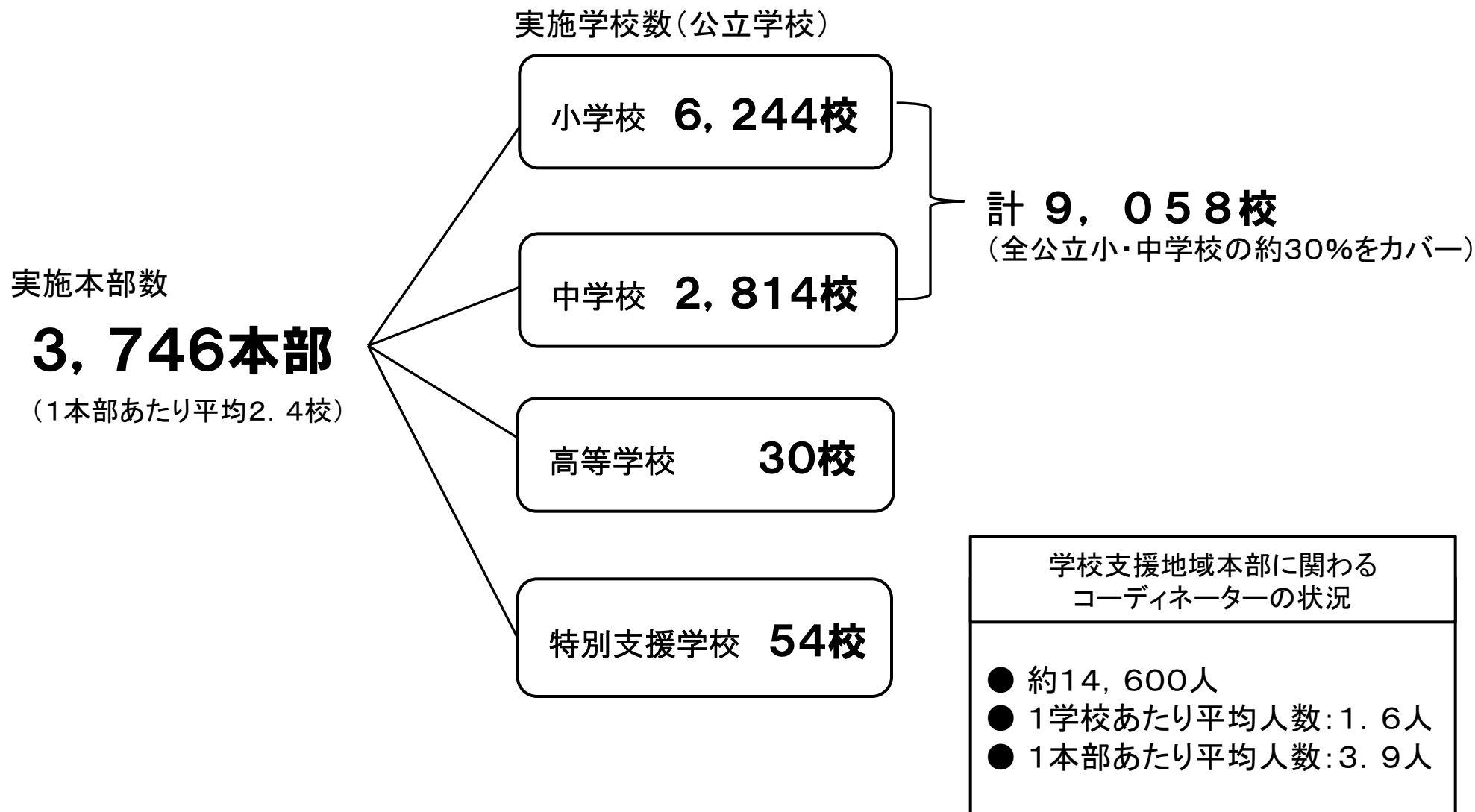
<H26年度実施状況>3,746本部(小学校6,244校 中学校2,814校(全公立小・中学校の30%))



地域で学校を支援する仕組みづくりを促進し、子供たちの学びを支援するだけでなく、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の教育力の向上を図る

平成26年度「学校支援地域本部」の実施状況

(文部科学省調査)

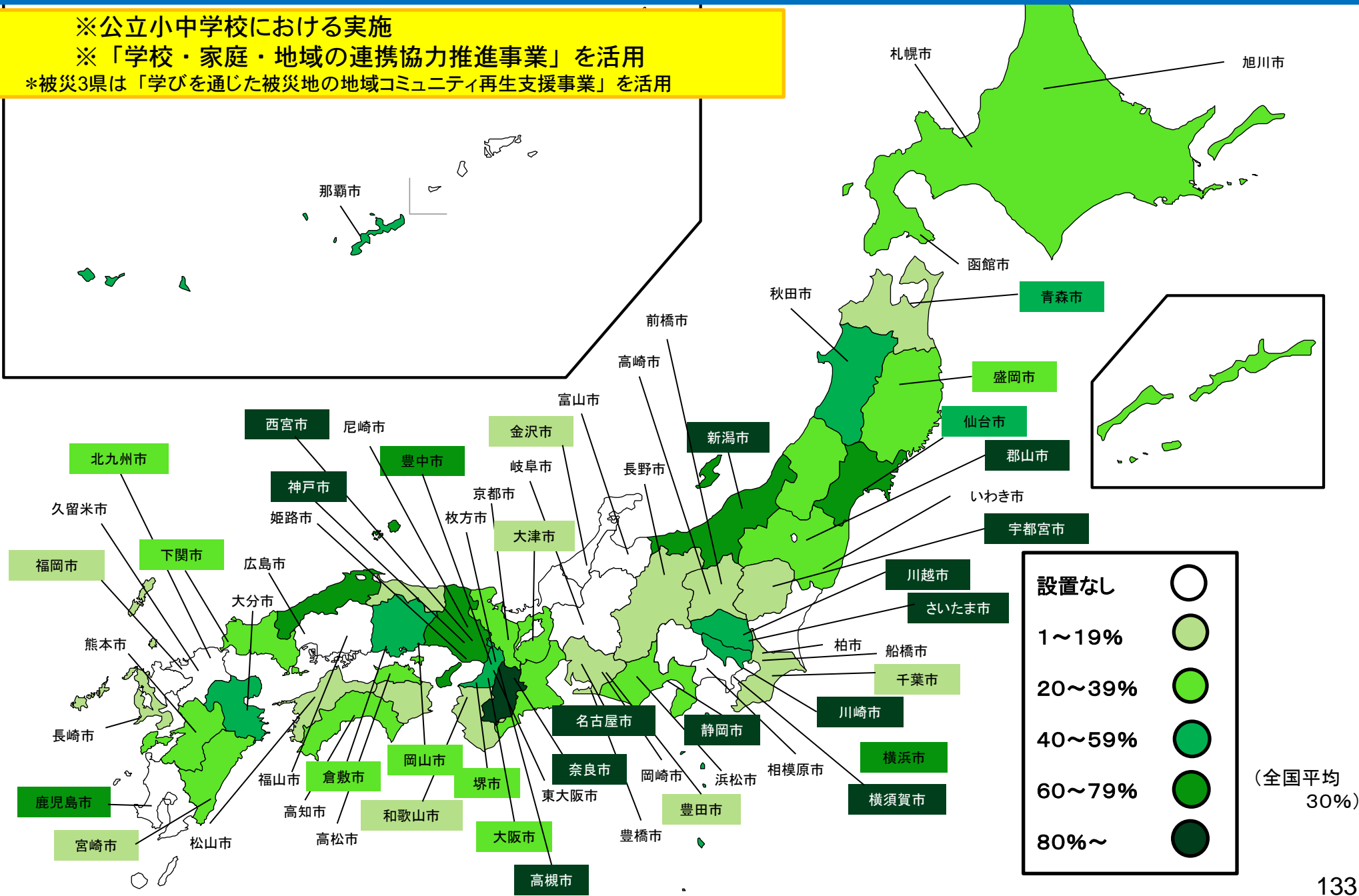


平成26年度『学校支援地域本部』の実施状況

※公立小中学校における実施

※「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」を活用

*被災3県は「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」を活用



学校・家庭・地域の連携協力推進事業

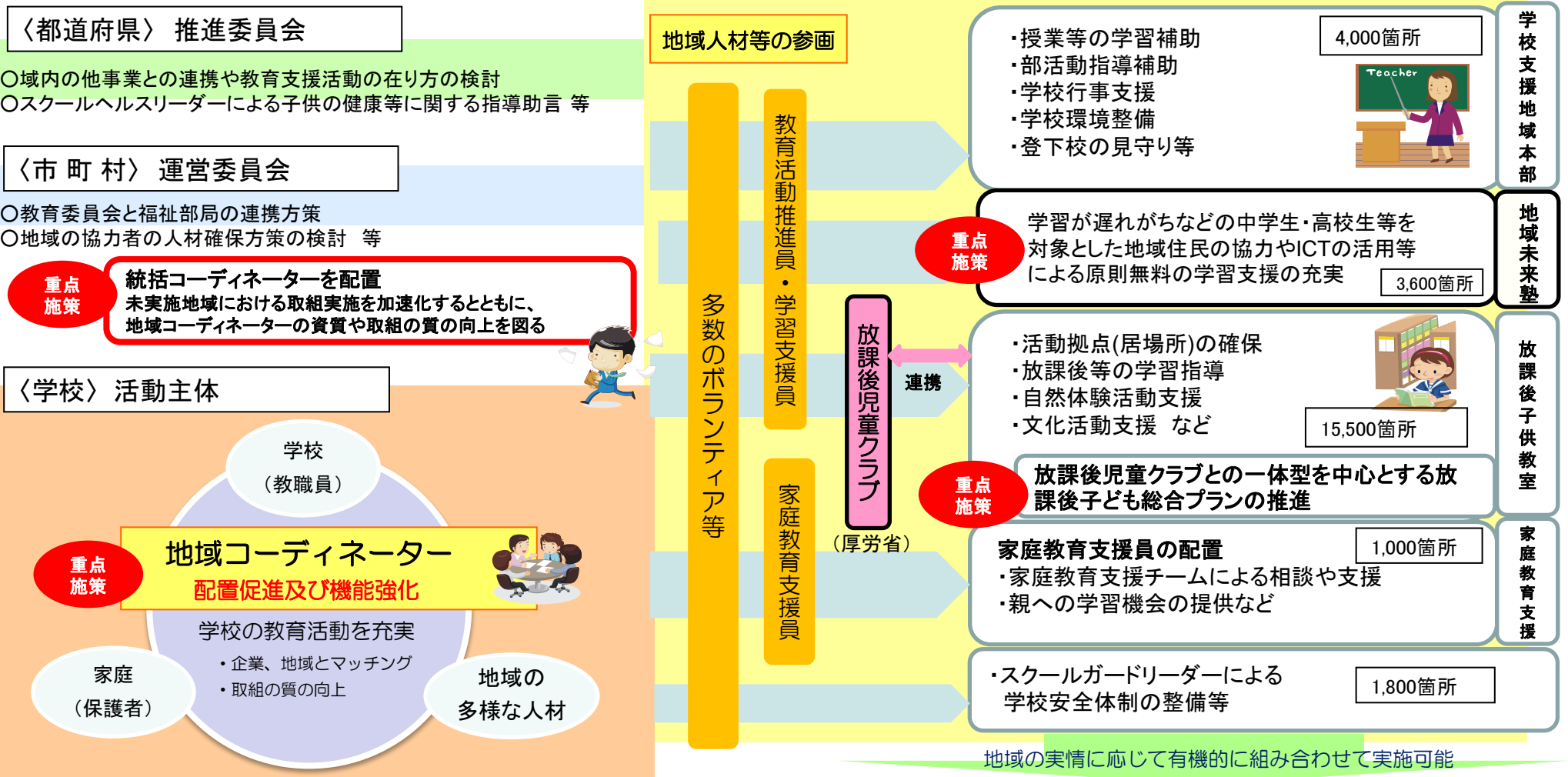
(平成27年度予算額 5,079百万円) 【補助率】
 平成28年度要求・要望額 7,027百万円

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

近年、子供を取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子供たちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指す必要がある。

そのため、学校と地域を繋ぐコーディネーターが中心となり、地域住民や豊富な社会経験を持つ外部人材等の協力を得て、学校支援地域本部、地域未来塾、放課後子供教室、家庭教育支援、地域ぐるみの学校安全体制の整備、スクールヘルスリーダー派遣などの学校・家庭・地域の連携協力による様々な取組を推進し、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る。特に、中学生・高校生等を対象に大学生や教員OBなど地域住民の協力やICTの活用等による原則無料の学習

支援（地域未来塾）を充実させる。また、女性の活躍推進を阻む「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブと一体型の放課後子供教室を計画的に整備し、厚生労働省と連携した総合的な放課後対策をより一層充実させる。



学校・家庭・地域が連携して地域社会全体で教育支援活動を実施し、地域コミュニティを活性化